

障害を理由とする差別の解消の推進に関する会議設置要綱

平成28年4月1日

(趣旨)

第1条 この要綱は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する規程（平成28年規程第133号。以下「規程」という。）第14条の規定に基づき、規程第8条に規定する障害学生支援会議（以下、「会議」という）及び規程第9条に規定する障害学生支援検討会（以下、「検討会」という）の運営につき必要な事項を定めるものとする。

第1章 障害学生支援会議

(審議事項)

第2条 会議は、次の事項を審議する。

- 一 障害者差別解消の推進及びそのための環境整備に関する事項
- 二 障害を理由とする差別（正当な理由のない不当な差別的取扱い、合理的配慮の不提供等）に関する紛争の防止又は解決に関する事項
- 三 その他障害学生支援に関する重要な事項

(組織)

第3条 会議は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- 一 規程第4条第1項に規定する最高管理責任者
- 二 規程第4条第2項に規定する監督責任者
- 三 規程第4条第3項に規定する監督者
- 四 副学長、学長補佐及び地域産学連携センター副所長

(委員長)

第4条 会議に委員長を置き、最高管理責任者をもって充てる

- 2 委員長は、会務を総理する。
- 3 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理する。

(会議の招集)

第5条 委員長は、会議を招集し、その議長となる。

- 2 会議は、毎年1回の定例会のほか委員長が必要と認める場合に召集する。

(議事)

第6条 会議は、委員の3分の2以上の出席がなければ開くことができない。

- 2 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 3 前項の場合において、議長は、委員として議決に加わることができない。

(関係職員の出席)

第7条 委員長は、必要に応じ関係職員を出席させ、説明を求め、又は意見を述べさせることができる。

(庶務)

第8条 会議の庶務は、事務局学生・就職支援担当が行う。

第2章 障害学生支援検討会

(審議事項)

第9条 検討会は、次の事項を審議する。

- 一 障害のある学生（以下、「障害学生」という）から提出された不当な差別的取扱いの解消及び合理的配慮の提供に係る申請（以下、「申請」という）に対する検討に関する事項
- 二 その他障害学生支援に関する事項

(組織)

第10条 検討会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- 一 学生支援センター長
- 二 障害学生が所属する学科の長
- 三 学長が指名する教職員

(委員長)

第11条 検討会に委員長を置き、学生支援センター長をもって充てる

- 2 委員長は、会務を総理する。
- 3 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理する。

(検討会の招集)

第12条 委員長は、検討会を招集し、その議長となる。

- 2 検討会は、障害学生から不当な差別的取扱いの解消及び合理的配慮の提供に関する申請書（別紙1）受理後学長から指示を受けた場合のほか、委員長が必要と認める場合に召集する。

(議事)

第13条 検討会は、委員の3分の2以上の出席がなければ開くことができない。

- 2 検討会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 3 前項の場合において、議長は、委員として議決に加わることはできない。

(関係職員の出席)

第14条 委員長は、必要に応じ関係職員を出席させ、説明を求め、又は意見を述べさせることができる。

(庶務)

第15条 会議の庶務は、事務局学生・就職支援担当が行う。

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか、会議及び検討会の運営に関し必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

別紙 1

障害に係る不当な差別的取扱いの解消及び合理的配慮の提供に関する申請書

年 月 日

(あて先)

埼玉県立大学長

学科・専修名 _____ (年次)

学 籍 番 号 _____

氏 名 _____ 印

下記のとおり、不当な差別的取扱いの解消及び合理的配慮の提供を申請します。

1 障害等の内容及び配慮等を希望する理由

障害等の内容

(障害等の内容が分かる添付書類)

配慮等を希望する理由

2 希望する配慮等の内容（具体的に記入すること）